平成２９年（フ）第１５６号
千葉県東金市北之幸谷268番地５　小川ハイツＢ―101
債務者　薄井　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
新潟県三条市鶴田２丁目９番18号
債務者　佐藤　洋平
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第３８４号
静岡県三島市芙蓉台３丁目21番地の６
債務者　稲葉　裕太
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
静岡県沼津市東原238番地の１　グランティーバ302
債務者　相馬佳奈美（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
静岡県御殿場市保土沢584―４　ロワイヤルフジガーデンＡ101、住民票上の住所静岡県御殿場市柴怒田725番地
債務者　瀬戸美生恵
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第６７号
三重県松阪市中央町380番地11
債務者　西井　美貴
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第６９号
三重県松阪市郷津町226番地１　パストラーレＡ　202号室、住民票上の住所三重県度会郡度会町棚橋467番地３
債務者　岡村　　恵
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第７０号
三重県松阪市塚本町165番地７　ミューズパレス松ヶ崎202号
債務者　西村　　明
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２８７号
滋賀県栗東市辻414番地（103号）
債務者　平田　　茂
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０３号
大津市竜が丘６番19号
債務者　中井　嘉子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３５号
滋賀県甲賀市甲南町野尻1067番地５、前住所京都市山科区西野小柳町73番地３
債務者　下崎　祐希
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４１号
滋賀県栗東市大橋１丁目８番10―201号　宮城ハイツ、前住所滋賀県栗東市荒張996番地96
債務者　坂本賀津則
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４５号
大津市千石台11番７号
債務者　西村　健市
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５２号
滋賀県草津市上笠４丁目２番25―314号　ベルヴィオウミ
債務者　松原　圭子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３５４号
大津市北大路３丁目25番32―507号　ヴィオス北大路
債務者　加賀美憲一
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６１号
滋賀県野洲市小篠原1800番地11　グランドハイツ野洲205号
債務者　藤本　清明
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６６号
大津市南志賀３丁目20番２号　ハートランド湖西
債務者　志場　キヨ
法定代理人保佐人　佐々木菜穂子
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
大津地方裁判所民事部